

規 則 名	理 由	要 旨
<p>職員の勤務時間、休暇等に関する条例第四条第三項及び第四項の規定により申告する奈良県立高等学校等に勤務する職員及び奈良県県費負担教職員の勤務時間の割振り等に関する規則</p>	<p>教職員の働き方改革を推進することを目的に、職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずることとするため、必要な事項を定めようとするものである。</p>	<p>1 職員の申告による週休日及び勤務時間の割振り始業及び終業の時刻について、当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、4が週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間(単位期間)ごとの期間につき当該職員の勤務時間を割り振ることができるものとし、職員が奈良県教育委員会教育長に提出する届出等の様式を定める。(第2条関係)</p> <p>2 共通する勤務時間 (1) 条例第4条第3項の規定により勤務時間を割り振られる職員 月曜日から金曜日までの午前9時30分から午後3時15分まで (2) 条例第4条第4項の規定により勤務時間を割り振られる職員 月曜日から金曜日までの午前9時30分から午後2時15分まで (第3条関係)</p> <p>3 休憩時間 条例第4条第3項及び第4項の規定により勤務時間を割り振られる職員の休憩時間は45分とし、勤務時間が7時間45分を超える場合には少なくとも1時間とする。(第4条関係)</p> <p>4 その他 この規則に定めるもののほか、条例第4条第3項及び第4項の規定により申告する職員の勤務時間の割振り等に関し必要な事項は、別に</p>

定める。

5 施行期日

令和3年4月1日から施行する。

(第5条関係)

(附則関係)

職員の勤務時間、休暇等に関する条例第四条第三項及び第四項の規定により申告する奈良県立高等学校等に勤務する職員及び奈良県県費負担教職員の勤務時間の割振り等に関する規則（案）

（趣旨）

第一条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三月奈良県条例第二十九号。以下「条例」という。）第四条第三項及び第四項の規定により申告する奈良県立の中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する職員並びに奈良県の市町村（一部事務組合を含む。）立の学校に勤務する県費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百二十五号）第一条及び第二条に規定する職員をいう。）の勤務時間の割振り等については、別に定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

（申告）

第二条 条例第四条第三項の規定により申告しようとする職員は、申告簿兼割振り簿（第一号様式）を奈良県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が別に定めるところにより提出するものとする。

2 条例第四条第四項の規定により申告しようとする職員は、申告簿兼割振り簿及び養育又は介護の状況申出書（第二号様式）を県教育長が別に定めるところにより提出するものとする。

3 職員は、前二項の規定により申告した内容を変更するときは、申告簿兼割振り簿を県教育長が別に定めるところにより提出するものとする。

4 条例第四条第四項の規定により勤務時間を割り振られた職員であつて、同項各号に掲げる職員に該当しなくなったものは、養育状況等変更届（第三号様式）を県教育長が別に定めるところにより提出しなければならない。

5 職員は、県教育長が別に定めるところにより申告を行うものとする。

（共通する勤務時間）

第三条 条例第四条第三項の規定により勤務時間を割り振られる職員に共通する勤務時間は、月曜日から金曜日までの午前九時三十分から午後三時十五分まで（次条に規定する休憩時間を除く。）とする。

2 条例第四条第四項の規定により勤務時間を割り振られる職員に共通する勤務時間は、月曜日から金曜日までの午前九時三十分から午後二時十五分まで（次条に規定する休

憩時間を除く。)とする。

(休憩時間)

第四条 条例第四条第三項及び第四項の規定により勤務時間を割り振られる職員の休憩時間は、四十五分とし、勤務時間が七時間四十五分を超える場合においては少なくとも一時間とする。

(その他)

第五条 この規則に定めるもののほか、条例第四条第三項及び第四項の規定により申告する職員の勤務時間の割振り等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

申告簿兼割振り簿

申告年月日	年	月	日
割振り年月日	年	月	日
決起年月日	年	月	日
決起欄			

(所属)	(職氏名)	(本人確認)
------	-------	--------

□勤務時間条例第4条第3項関係

□勤務時間条例第4条第4項関係

(単位時間 週間)

年月日	申告			割振り			備考	割振り後の変更の申告						割振り後の変更の割振り						備考
	始業の時刻	終業の時刻	勤務時間数	始業の時刻	終業の時刻	勤務時間数		申告年月日	本人確認	始業の時刻	終業の時刻	勤務時間数	申告年月日	本人確認	始業の時刻	終業の時刻	勤務時間数	割振り年月日	所属長の確認	
第一週	時 分	時 分	分	時 分	時 分	分		時 分	時 分	分		時 分	時 分	分		時 分	時 分	分		
小計	時 分	時 分	分	時 分	時 分	分		時 分	時 分	分		時 分	時 分	分		時 分	時 分	分		
第二週	時 分	時 分	分	時 分	時 分	分		時 分	時 分	分		時 分	時 分	分		時 分	時 分	分		
小計	時 分	時 分	分	時 分	時 分	分		時 分	時 分	分		時 分	時 分	分		時 分	時 分	分		
第三週	時 分	時 分	分	時 分	時 分	分		時 分	時 分	分		時 分	時 分	分		時 分	時 分	分		
小計	時 分	時 分	分	時 分	時 分	分		時 分	時 分	分		時 分	時 分	分		時 分	時 分	分		
第四週	時 分	時 分	分	時 分	時 分	分		時 分	時 分	分		時 分	時 分	分		時 分	時 分	分		
小計	時 分	時 分	分	時 分	時 分	分		時 分	時 分	分		時 分	時 分	分		時 分	時 分	分		

養育又は介護の状況申出書

（ 年 月 日提出）

所属
氏名

次のとおり勤務時間条例第4条第4項の規定による週休日及び勤務時間の割振りに

係る

<input type="checkbox"/> 子の養育
<input type="checkbox"/> 要介護者の介護

 の状況を申し出ます。

1 申出に係る子又は要介護者

(1) 氏名 _____

(職員との同居又は別居の別 同居 別居)

(続柄等： _____)

(2) 子の生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生 (出産予定日)

(3) 養子縁組の効力が生じた日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

2 要介護者の状態及び具体的な介護の内容

注1 「1(2) 子の生年月日」及び「1(3) 養子縁組の効力が生じた日」は、子の養育の状況について申し出る場合に記入する。

なお、申出に係る子が申出の際に出生していない場合は、「子の生年月日」に出産予定日を記入し、「出産予定日」のにレ印を記入する。

また、子を養育するために申し出る場合は、申出に係る子の氏名、申出者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届 受理証明書等の写し）を添付する。

2 「2 要介護者の状態及び具体的な介護の内容」は、要介護者の介護の状況について申し出る場合に、職員が要介護者の介護をしなければならなくなった状況及び介護の内容が明らかになるように、具体的に記入する。

養育状況等変更届

年 月 日

学 校 長 殿

所 属

職・氏名

次のとおり勤務時間条例第4条第4項の規定による週休日及び勤務時間の割振りに係る（ 子の養育 要介護者の介護 ）の状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

2 届出の事実が発生した日（発生予定日）

年 月 日

勤務時間条例第四条第三項及び第四項に規定する勤務時間の割振り等に関する実施要領

(趣旨)

第一条 この要領は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三月奈良県条例第二十九号。以下「勤務時間条例」という。）、職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年三月人事委員会規則第十六号）及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例第四条第三項及び第四項の規定により申告する奈良県立高等学校等に勤務する職員及び奈良県県費負担教職員の勤務時間の割振り等に関する規則（令和三年三月奈良県教育委員会規則第 号。以下「規則」という。）、職員の勤務時間、休暇等の運用について（平成七年三月奈人委第三三一号 人事委員会委員長通知。以下「通知」という。）の規定に基づき、勤務時間の割振り等を行うに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間条例第四条第三項及び第四項に規定する公務の運営に支障がないと認める場合)

第二条 公務の運営に支障がないと認める場合は、次のいずれにも該当しない職員の申告による場合とする。

- 一 職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月二十七日条例第二十九号）第二十七条及び第二十八条の承認を受けた職員による申告の場合
- 二 職員の修学部分休業に関する条例（平成十七年三月二十九日条例第四十二号）第二条の承認を受けた職員による申告の場合
- 三 職員の高齢者部分休業に関する条例（平成十七年三月二十九日条例第四十三号）第二条の承認を受けた職員による申告の場合
- 四 勤務時間条例第十五条の二の承認を受けた職員による申告の場合
- 五 臨時又は非常勤の職員による申告の場合
- 六 その他校長が公務の運営に支障があると認める場合

(標準勤務時間)

第三条 通知第一の二第七項に規定する標準勤務時間は、学校における勤務時間とする。

(最長勤務時間)

第四条 校長は、一日につき十二時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

(申告等の手続)

第五条 規則第二条第一項の規定による提出は、単位期間の開始日の二週間前の週末までに行われなければならない。

2 規則第二条第二項の規定による提出は、単位期間の開始日の二週間前の週末までに行われなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、県教育長が臨時又は緊急の必要があると認める場合における提出期限は、別に定める。

4 規則第二条第三項の規定による提出は、変更を希望する日の前日までに行われなければならない。

5 規則第二条第四項の規定による提出は、速やかに行われなければならない。

6 規則第二条第五項の規定による提出は、規程第二条第一項から第四項に規定する様式を書面で提出することにより行うものとする。

(校長の留意点)

第六条 校長は、公務の円滑な運営のために必要があると認める場合には、単位期間の開始日を学校内の職員において共通とすることができる。この場合において、校長は、単位期間の共通の開始日を職員に周知するものとする。

2 校長は、勤務時間条例第四条第三項及び第四項による申告に基づいて勤務時間の割振りを同時に行う場合は、勤務時間条例第四項による割振りを優先的に割り振るものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。